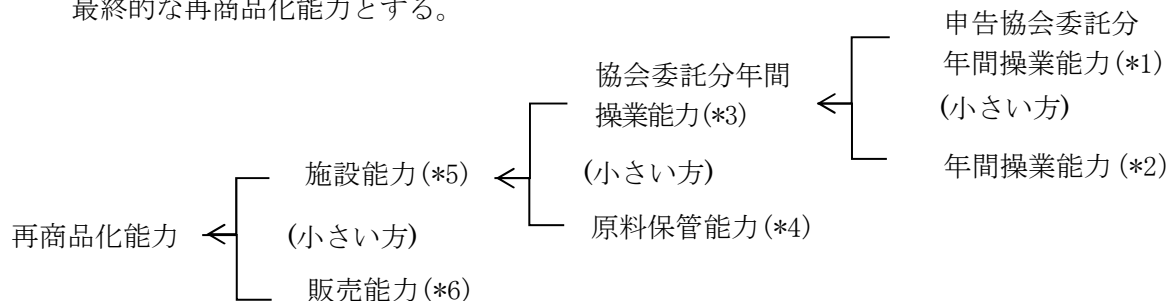


PETボトル再商品化能力査定に関する基本的考え方

1. 再商品化能力の査定について

各再商品化事業者の再商品化能力は工場ごとに下記により査定する。

- (1) 再商品化事業者が申告した申告協会委託分年間操業能力(*1)と当協会が査定した年間操業能力(*2)を比較しその値の小さい方を協会委託分年間操業能力(*3)とする。
- (2) 協会委託分年間操業能力(*3)と原料保管能力(*4)を比較しその値の少ない方を施設能力(*5)とする。さらに、施設能力(*5)と販売能力(*6)を比較しその値の小さい方を最終的な再商品化能力とする。



2. 各能力（年間操業能力、原料保管能力、施設能力、販売能力）の査定について

(1) 年間操業能力査定(*2)

再生処理事業者登録申請における申告年間操業能力（＝1時間当たり処理能力(a)×1日当たり操業時間(b)×年間操業日数(c)）において、(a)、(b)、(c)の各項目について下記を上限とし、上限を超える場合は上限値に修正し算出したものを年間操業能力とする。

① 1時間当たり処理能力(a)の上限

- ・一廃処理施設設置許可取得施設の場合
同許可における1時間当たり処理能力とする。
- ・一廃処理施設設置許可未取得施設の場合
再生処理事業者登録申請における様式2の申告年間操業能力とするが、登録申請時の「2-1. 設備能力の設定根拠」で査定することがある。

② 1日当たり操業時間(b)の上限

- ・一廃処理施設設置許可取得施設の場合
同許可における1日当たり操業時間
- ・一廃処理施設設置許可未取得施設の場合
1日当たり処理量が5t未満となる操業時間であることを条件とする。

③ 年間操業日数(c)の上限

- ・24時間/日の連続運転で4直3交代勤務制の場合
335日
(破砕機の刃交換、その他設備の保守等による操業休止時間を年間30日相当とする。)

- ・24時間／日の連続運転でない1シフトまたは2シフトの勤務体制の場合
1シフト分の1日当たり操業時間で2,440時間を除して算出される日数
(労働基準法準拠)
但し、1シフトの中で交代勤務制が行われていることが明確な場合は、
その状況を考慮して定める。

(2) 原料保管能力査定 (*4)

再生処理事業者登録申請における様式Fに記載された協会委託分原料保管量を協会が査定をし、その値の12倍(年間量に換算)した量を原料保管能力とする。

(3) 販売能力査定 (*6)

再生処理事業者登録申請における有効な再商品化製品引取同意書の合計年間引取量の分別基準適合物引取換算量を販売能力とする。

3. 再商品化能力査定上の特記事項について

下記の場合は、前述の再商品化能力を下方修正する。

- ①登録現地審査等により登録申請における申告能力と相違する事実が判明したとき。
- ②再生処理事業者の操業状況、財務状況等に鑑み、登録申請における申告能力によった場合、円滑な再商品化(労働安全衛生の確保を含む)が困難と考えられる状況に至ったとき。
- ③新規事業者、未登録施設および過去3年以内に契約実績のない事業者ならびに既存設備を能力増強した場合については操業管理能力等を考慮し、再商品化能力査定に反映する。

4. 落札可能量の決定について

- ①入札選定における落札可能量は、原則として、上記により査定した再商品化能力を市町村の引渡量の過去の実績値に近い、上期：下期を55%：45%に按分する。
- ②施設の工事・修理や操業予定の見通し等に従い、上記の按分以外の比率(※)で、落札可能量を変更することもできる。ただし、設備の能力の上限(時間当たり、日量能力)を超えることはできない。変更申請方法の詳細は、別途、落札可能量の連絡の際に通知する。また、事情により、通期の又は上期の、あるいは下期のみの落札可能量を減らすことも可能である。
- ③上記②(※)においては、上期：下期を55%：45%の按分を上期0%～55%、下期0%～50%の範囲内で変更することは認められる。ただし、上期と下期の合計で100%を上限とする。上期に55%を超える比率や下期に50%を超える比率に変更することは認められない。

注) 当協会委託外のPETボトル再生処理については、入札選定上は上記の通り扱うが、実際の操業において当協会の再商品化委託分との区分管理(処理工程への原料投入量・製品産出量の区分管理)がなされていない場合は、再商品化委託料算定面で問題があるので、再商品化委託契約の継続、翌年度登録資格等に影響することがある。再商品化業務の管理の観点から、操業管理月報・再商品化計画等で当協会委託外のPETボトルの再生処理についても、操業状況、販売先等について協会に報告すること。

以上